

【令和3年度版課徴金事例集】

近時の証券取引等監視委員会によるインサイダー取引規制の執行状況



大江橋法律事務所 弁護士
大多和 樹

otawa@ohebashi.com

第1 はじめに

令和4年6月24日、証券取引等監視委員会は令和3年度版の「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」(以下「令和3年度版課徴金事例集」といいます。)を公表しました。

令和3年度版課徴金事例集は、証券取引等監視委員会が主に令和3年度(令和3年4月から令和4年3月まで)に金融商品取引法違反となる不公正取引に関し課徴金納付命令の勧告を行った事案を取り上げて紹介していますが、個々の事案の公表を追うだけでは把握しきれない、証券取引等監視委員会の近時の動向を理解するうえで非常に有益です。

そこで、本稿では、令和3年度版課徴金事例集で取り上げられた事例のうちインサイダー取引規制違反に関する事案に焦点を当て、その概要を紹介します。また、証券取引等監視委員会はインサイダー取引規制違反に関する刑事告発も行っていますので、令和3年度^{注)1}の刑事告発事案も併せて紹介し、近時のインサイダー取引規制違反事案に対する証券取引等監視委員会の動向を概観してみたいと思います。

第2 令和3年度勧告・告発事案の概要とポイント

令和3年度版課徴金事例集で取り上げられた事案及び証券取引等監視委員会が令和3年度にインサイダー取引規制違反に係る刑事告発を行った事案の一覧は下記のとおりです。

これらの状況から、近時のインサイダー取引規制違反事案の動向については次のような特徴が挙げられるでしょう。

①業務上の提携に関する事案が多数を占めること

課徴金納付命令の勧告については、従来から、株式発行、業務上の提携及び公開買付けに関する事案の割合が多かったところですが、令和3年度は、特に業務上の提携に関する事案が多数を占めています。この傾向は告発事案でも同様です。

業務上の提携に係る業務執行を決定する機関や業務上の提携を行うことについての決定をした時期に関する証券取引等監視委員会の事実認定の枠組みは、公表された資料を見る限りは、従前の勧告事案の運用からの変化は特に認められません。

業務上の提携に関しては、令和3年1月26日に、東京地方裁判所が株式会社モルフォの株式に係るインサイダー取引に対する課徴金納付命令を取り消す判決を言い渡したことが注目を集めました^{注)2}。このモルフォ事件では、株式会社

^{注)1} 令和3年度版課徴金事例集に合わせ、令和3年4月から令和4年3月までのものを取り上げます。

^{注)2} 東京地判令和3年1月26日判タ 1497号 164頁。同事件は、控訴審でも国の控訴を棄却する判決が言い渡され、判決が確定。課徴金納付命令は取り消されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

モルフォと株式会社デンソーとの間の業務提携に関し、業務上の提携を行うことについて決定をした注)3時期が大きな争点となりましたが、業務上の提携に関する令和3年度の勧告事案では、少なくとも審判手続においてこの点が争われた事案はありませんでした。

②社外への職務上不要なインサイダー情報の伝達事例の多さ

令和3年度も、知人、親族、取引先への伝達など職務上不要な社外へのインサイダー情報の伝達が認められた事案が多数あります(課徴金勧告事案1、同2、同4、同7)。当該伝達がどれほどの意図をもって行われたものかは必ずしも明らかではありませんが、情報伝達・取引推奨規制違反までは認定されていないことからすると、うっかり漏らしてしまった例も多分に含まれていると思われます。インサイダー情報を得た者がこれを悪用するリスクは常にある以上、インサイダー情報に接する者は日常的に意識を高くしておく必要があります。

とりわけ、近時は新型コロナウイルス感染症の影響により多様な働き方が浸透し、職務を行う空間とプライベートな空間が明確に区別しにくい状況も生じていますので、情報管理にはよりいっそう高い意識を持つ必要があるでしょう(現に、課徴金勧告事案4では、在宅勤務中に親族にインサイダー情報が伝達されたとされています)。

③上場会社の役員が違反する事案に対する厳しい対応

証券取引等監視委員会は、上場会社の役員が違反行為を行う事案(課徴金勧告事案3、同5)に対しては、「悪質性が高い」注)4として引き続き特に厳しい態度を示しています。

④業務遂行の過程で生じた損害に関する事案

課徴金勧告事案6の事案では、上場会社の子会社の仮想通貨取引管理システムがハッキングを受け、同社の管理する仮想通貨が不正に流出して損害が発生したことが「業務遂

行の過程で生じた損害」とされ、当該子会社と業務上の契約を締結していた法人の役職員が上記事実を知りながら、当該上場会社の株式を売り付けたことが違反事実とされました。

「業務遂行の過程で生じた損害」注)5の発生については実務上判断に悩む局面が少なくありませんが、本事例は実務上参考になる一事例だと思われます。

注)3 金融商品取引法166条2項1号

注)4 令和3年度版課徴金事例集45頁、50頁

注)5 金融商品取引法166条2項2号イ、同項6号イ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみ

(課徴金納付令命令勧告事案一覧)

課徴金事例集 ^{注)6} の事例番号	勧告日	概要	重要事実等	違反行為者	審判に おける争い	課徴金納付命令
事例1	R4.1.28	株式会社レオパレス21 社員からの情報受領者 による内部者取引	株式発行	上場会社社員からの 第一次情報受領者	なし	R4.3.10決定 課徴金額:1850万円
事例2	R3.2.5 ^{注)7}	オンコリスバイオファーマ 株式会社の社員から 伝達を受けた者による 内部者取引	業務上の提携	上場会社社員からの 第一次情報受領者	あり (重要事実の 伝達の有無)	R4.4.26決定 課徴金額:2820万円
事例3	R4.1.21	三井製糖株式会社との 契約締結交渉者の役員 による内部者取引	業務上の提携	契約締結交渉者の 役員	なし	R4.3.10決定 課徴金額:27万円
事例4	R4.2.25	レカム株式会社社員から 伝達を受けた者による 内部者取引	業務上の提携	上場会社社員からの 第一次情報受領者	なし	R4.8.9決定 課徴金額:1140万円
事例5	R3.11.19	前田建設工業株式会 社役員による内部者 取引	業績予想等の 修正、自己株 式取得、公開 買付け、株式 移転	上場会社の役員	なし	R4.1.20決定 課徴金額:402万円
事例6	R3.12.17	株式会社リミックスポ イントの子会社との契 約締結者の役職員によ る内部者取引	子会社/業務 遂行の過程で 生じた損害	上場会社の子会社 との契約締結者の 役職員	なし	R4.4.26決定 課徴金額:216万円
事例7	R4.3.18	株式会社ジャストプラ ンニング役員から伝達 を受けた者による内部 者取引	買集め行為、 業務上の提携	上場会社(買集め対 象企業)の役員から の第一次情報受領者	なし	R4.5.26決定 課徴金額:1922万円

(告発事案一覧)

番号	告発日	概要	重要事実等	違反行為者
1	R3.6.30	ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	・契約締結交渉者の代表取締役(情報伝達) ・上記の者からの第一次情報受領者
2	R4.2.14	アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	・上場会社の代表取締役社長 (下記の者との共謀) ・上記の者からの第一次情報受領者
3	R4.2.24	テラ株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者 ----- 契約締結者の役員からの第一次情報受領者

注)6 令和3年度版課徴金事例集を指します。

注)7 令和2年度の事案ですが、前掲注1の課徴金事例集に掲載されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

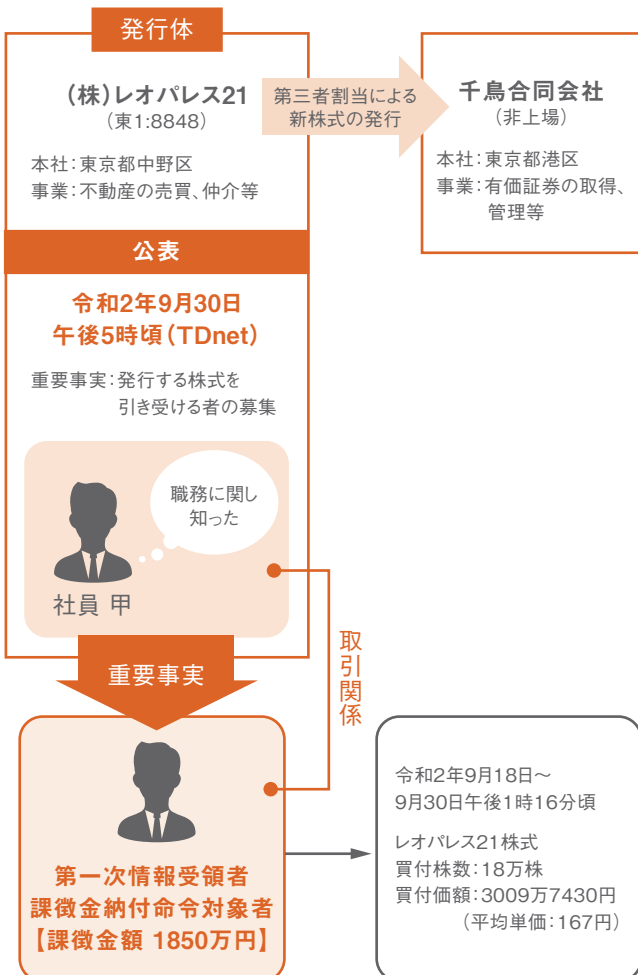
第3 個別事案の紹介

1 課徴金勧告事案1

本件は、株式会社レオパレス21の社員から、同社の業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に同社株式を買い付けた事案です。

違反行為者は、同社社員の取引関係先の者であり、同社社員から電話や会食の際に複数回にわたり重要事実の伝達を受けたとされました。

(課徴金勧告事案1関係図)



(出典:証券取引等監視委員会Webページ)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 課徴金勧告事案2

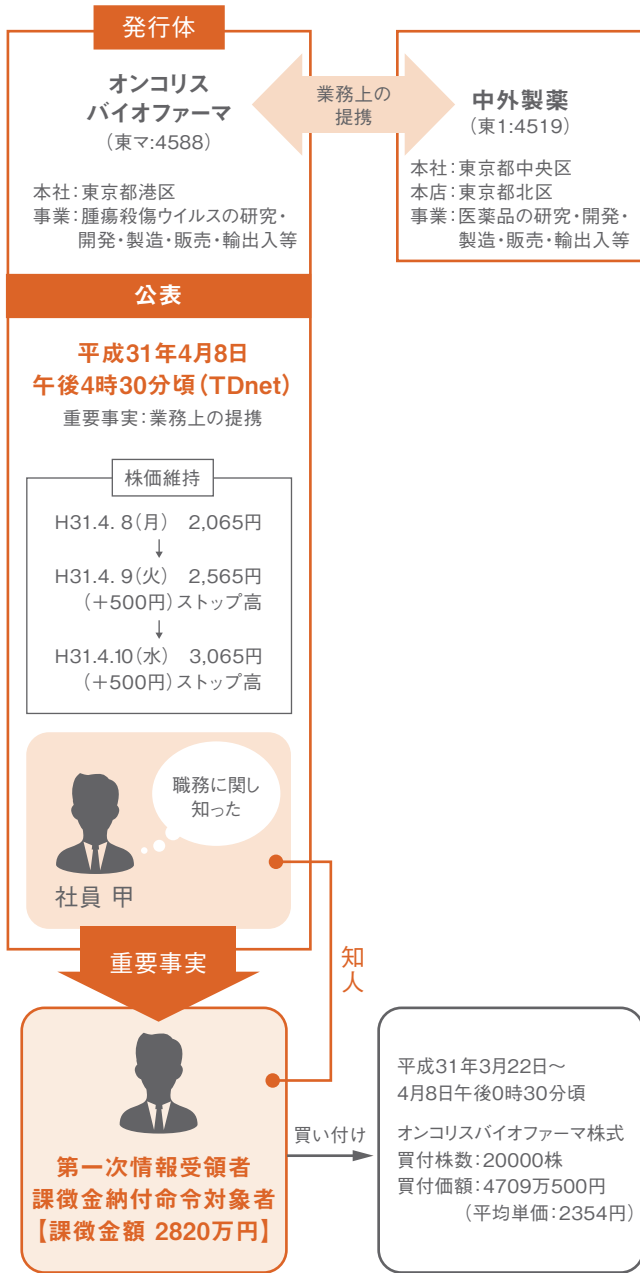
本件は、オンコリスバイオファーマ株式会社(以下「オンコリス」といいます。)の社員から、同社の業務執行を決定する機関が中外製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にオンコリスの社株式を買い付けたとされる事案です。

オンコリスにおいてはファイナンスや研究開発等の重要な業務執行に関する案件について同社の代表取締役社長がその方針等を決定していたところ、同社長が決定した方針等が後に取締役会で否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長が中外製薬株式会社との業務上の提携に向けた準備や交渉を進める方針を決定し、取締役役らに対し、準備作業を進めるよう指示した時点をもって業務上の提携を行うことについての決定が行われたと認定されました。

違反行為者は、上記情報に接したオンコリス社員の知人であり、同社社員と会食した際に同社社員から重要事実の伝達を受けたとされました。

本件では、審判において違反行為者への重要事実の伝達の有無が争われ、伝達を行ったとされる者と違反行為者であるとされた被審人の供述が対立していましたが、審判においては伝達を行ったとされる者の供述が採用され、被審人は違反行為者と認定されました。

(課徴金勧告事案2関係図)



(出典:証券取引等監視委員会Webページ)

3 課徴金勧告事案3

本件は、三井製糖株式会社(以下「三井製糖」といいます。)と資本業務提携契約の締結の交渉をしていた日本甜菜製糖株式会社(以下「日本甜菜製糖」といいます。)の役員が、三井製

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

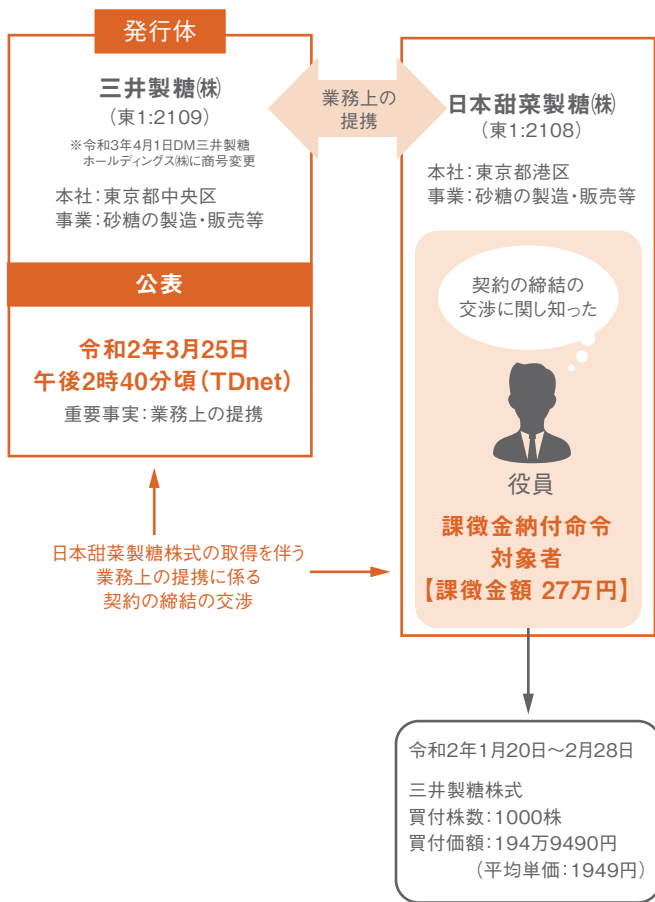
糖の業務執行を決定する機関が日本甜菜製糖と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、その公表前に三井製糖の株式を買い付けた事案です。

三井製糖においてはM&A等の情報管理に慎重な取扱いが求められる案件について担当責任者において検討・報告が行われた後、同社の代表取締役社長が同案件を進めることについて決定をしており、同社長が決定した方針等が後に取締役会で否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長が日本甜菜製糖との業務上の提携に関する検討・報告を受けて、業務上の提携を進める方針を決定し、取締役らに対し準備作業を行うよう指示した時点をもって、業務上の提携を行うことについての決定がされたと認定されました。

違反後者は、日本甜菜製糖の役員として同社の取締役会に出席し、同社の代表取締役から説明を受けることにより、契約の締結の交渉に関し重要事実を知ったとされています。

本件の課徴金額は少額ですが、証券取引等監視委員会は、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場にある上場会社の役員自らがインサイダー取引に及んだ事例として悪質性の高い事案であると評しています。

(課徴金勧告事案3関係図)



(出典:証券取引等監視委員会Webページ)

4 課徴金勧告事案4

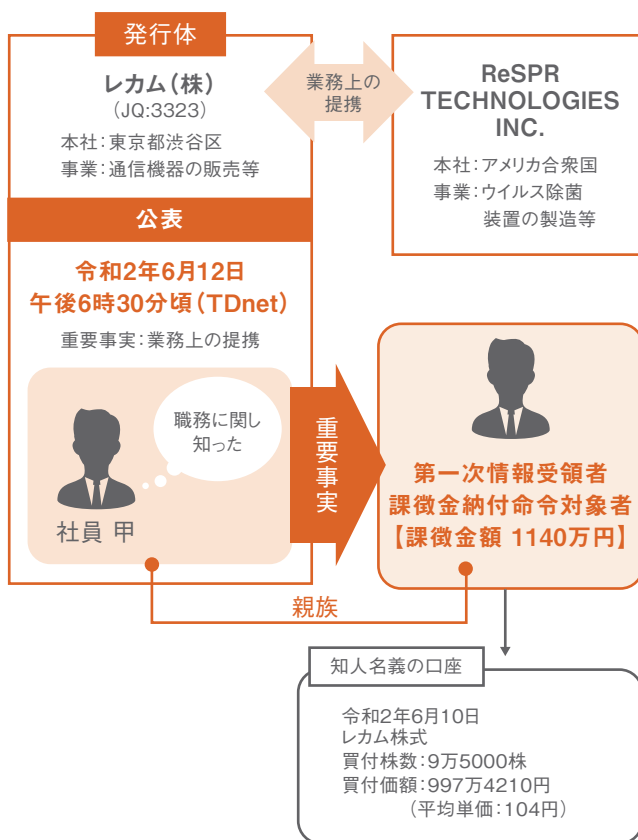
本件は、レカム株式会社(以下「レカム」といいます。)の社員から、レカムの業務執行を決定する機関がReSPR TECHNOLOGIES INC.と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にレカムの株式を買付けた事案です。

レカムにおいては代表取締役社長が同社の創業者であり筆頭株主でもあることから、同社における意思決定において大きな影響力を有していたところ、同社社長が発案した案件に関しては、同社社長が当初から主体的に関与し、自ら具体的な指示を

行うなど実務作業を進めた上で取締役会に付議しており、同社社長が付議した案件は利益相反事案等を除いて否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長がReSPR TECHNOLOGIES INC.との業務上の提携を実現させる旨の方針を決定した時点をもって、業務上の提携を行うことについての決定がされたと認定されました。

違反行為者は、レカム社員の親族であり、当該社員が上司から上記重要事実に関する説明・指示を受けた後、在宅勤務中に違反行為者と会話をする中で重要事実が伝達されたと認定されました。

(課徴金勧告事案4関係図)



(出典:証券取引等監視委員会Webページ)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

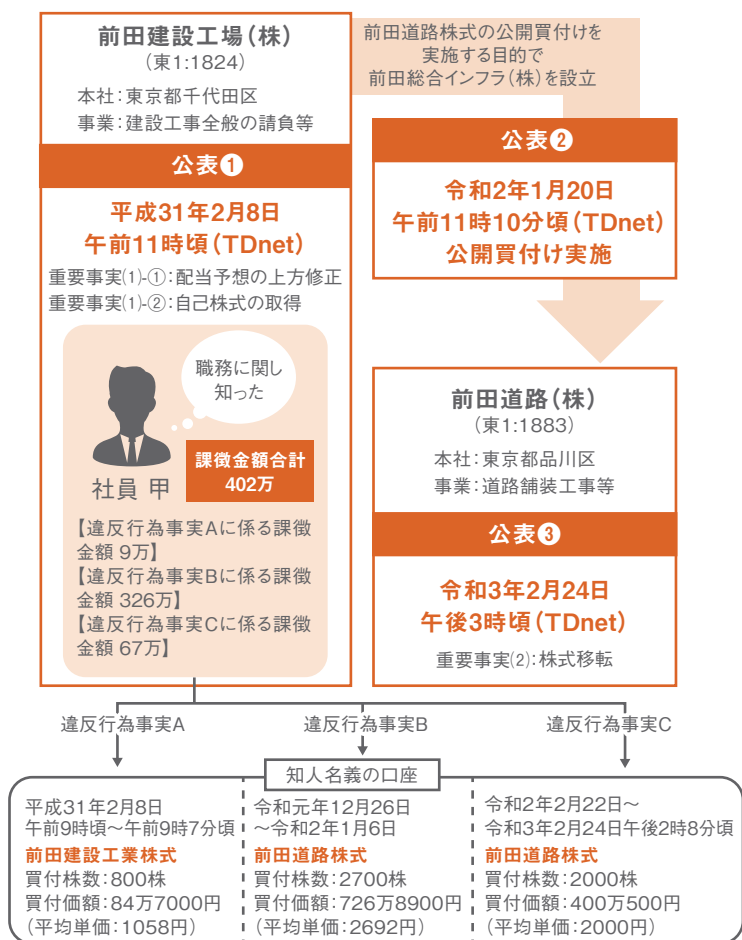
5 課徴金勧告事例5

本件は、前田建設工業株式会社の役員によるインサイダー取引の事案です。重要事実、業績予想等の修正、自己株式の取得、公開買付け、株式移転と多岐にわたりますが、これらのいずれについても、これまでの同社における意思決定の状況を踏まえ、同社社長が「業務執行を決定する機関」とであると認定されました。

違反行為者は同社の役員であり、同社の取締役会及び社内会議において重要事実を知るに至ったとされています。

証券取引等監視委員会は、課徴金勧告事案3と同様、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場にある上場会社の役員が、内部情報を知得できる立場を悪用して数次にわたるインサイダー取引を行った悪質性の高い事案であると評しています。

(課徴金勧告事案5関係図)



(出典:証券取引等監視委員会Webページ)

6 課徴金勧告事例6

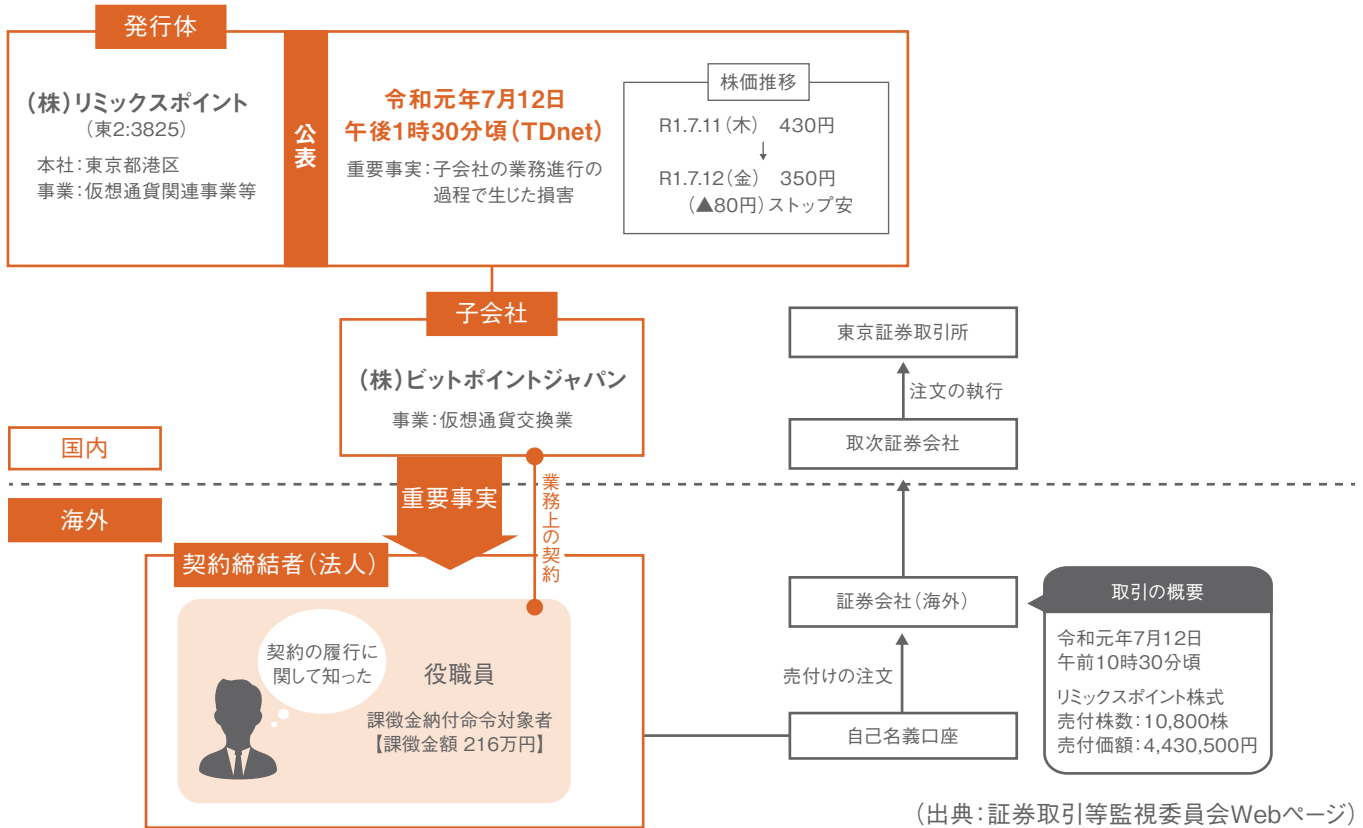
本件は、株式会社リミックスポイント(以下「リミックスポイント」といいます。)の子会社である株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」といいます。)の仮想通貨取引管理システムがハッキングを受けて同社の管理する仮想通貨が不正に流出して損害が発生したところ、同社との間で業務上の契約を締結していた法人の役職員(海外居住者)が、当該契約の履行に関し事実を知りながら、その公表前にリミックスポイントの株式を売り付けた事案です。

違反行為者は、BPJ役員との通話等により、契約の履行に関し上記損害に係る重要事実を知ったとされています。

本件は、重要事実として「業務遂行の過程で生じた損害」を取り上げている点、及び違反行為者が海外居住者であった点に特徴があります。特に、「業務遂行の過程で生じた損害」については事例も乏しく、いかなる場合がこれに該当するかを検討する上で本件は実務上の参考になると思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(課徴金勧告事案6関係図)



7 課徴金勧告事例7

本件は、株式会社ジャストプランニング(以下「ジャストプランニング」といいます。)の役員から、①株式会社オージス総研(以下「オージス総研」という。)の業務執行を決定する機関がジャストプランニング株式を買い集めることについて決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実(当該役員がオージス総研からの伝達により知った事実)及び、②ジャストプランニングの業務執行を決定する機関がオージス総研と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、これらの公表前にジャストプランニングの株式を買い付けた事案です。

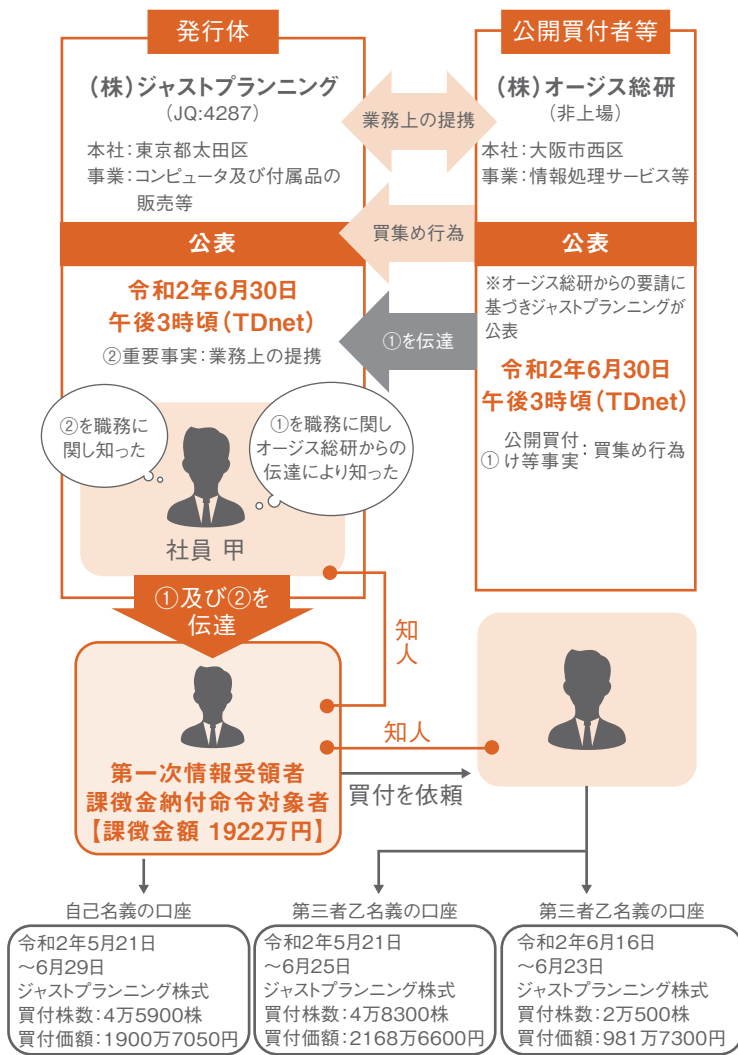
上記ジャストプランニングの役員は、①については買集め行為に係るオージス総研との交渉の中で、②についてはジャストプラ

ニングの代表取締役社長から電子メールにより、それぞれ知るに至り、これらの重要事実を、趣味を通じて知り合った違反行為者に対し飲食店において会話をする中で伝達したとされています。

証券取引等監視委員会は、上記役員には、違反行為者に対して利益を得させる目的を有していたとまでは認められなかったとし、情報伝達規制違反があったとは認定しませんでした。上場会社の役員とし率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、安易に職務上不要な伝達を行い、インサイダー取引を招いたとして、上記ジャストプランニングの役員の行動を厳しく非難しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(課徴金勧告事案7関係図)



(出典: 証券取引等監視委員会Webページ)

8 告発事案1

本件は、J・PROTECT株式会社(以下「J・PROTECT」といいます。)の代表取締役が、ジェイリース株式会社(以下「ジェイリース」といいます。)とJ・PROTECTとの間でなされていた保証委託契約等の交渉に関し、ジェイリースが株式会社ラカラジャパンとの間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめジェイリース株券を買付けさせて利益を得させる目的をもって、当該重要事実の公表前に、他人にこ

れを伝達したとされた事案です。

本件では、重要事実の伝達を受けた者も、当該重要事実の公表前にジェイリース株式を買付けしたとして、併せて刑事告発されました。

9 告発事案2

本件は、アサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長が、同社が株式会社ヤマダ電機との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、その公表前に、他の者と共謀してアサヒ衛陶株式会社の株券を買付けたとされた事案です。

本件で共謀者とされた者は、アサヒ衛陶の代表取締役社長との共謀の嫌疑のほか、同社長からの重要事実の伝達を受け、その公表前に別途アサヒ衛陶の株券を買付けたとして、併せて刑事告発されました。

10 告発事案3

本件は、テラ株式会社(以下「テラ」といいます。)との間で新型コロナウイルス感染症肺炎に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究に係る業務提携契約の交渉をしていたCENEGENICS JAPAN株式会社(以下「セネジャパン」といいます。)の役員から、テラがセネジャパンとの間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前テラの株式を買付けたとされる事案です。

また、テラに関しては、セネジャパンの役員から、上記業務提携契約に基づき行われていた臨床試験において1例目の投与患者の症状に改善が認められたなどのテラ社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にテラの株式を買付けたとして、併せて告発されています。

後者の告発事案については、令和4年7月4日に、懲役1年6月、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの内容に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

執行猶予3年、罰金100万円の判決を言い渡されています。なお、テラを巡っては、セネジャパンの取締役が、テラがセネジャパンを割当先として実施する第三者割当増資に関し、セネジャパンがその払込資金を確保している旨の虚偽の事実を公表させるなどして、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いたとして、偽計事件としての刑事告発も行われています。

第4 令和3年度勧告・告発事案を踏まえた留意点

大きな流れとしては、引き続き、業務上の提携に関するインサイダー情報には特に気をつけていく必要があります。

業務上の提携は、提携の検討開始から公表までに相応の期間を要する場合があること、提携の内容に応じて事業部門、管理部門その他の諸部門が関与する場合があります、その分インサイダー情報が拡散しやすいこと等から、一般にインサイダー取引が発生するリスクが高い類型だといわれています。また、業務上の提携は検討開始から公表までの間に提携の在り方が大きく変わる場合もあり、どこからが重要情報となるのかの線引きが判然としない場合も少なくありません。社内でインサイダー防止体制を実効的に機能させるには、とりわけ業務上の提携に焦点を当てた情報管理体制や社内規程の整備を進めていく必要があるでしょう。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。